

議案第2号

2021年度事業計画及び収支予算承認の件

はじめに

- ① 新型コロナウイルス感染が今なお私たちの生活に様々は影響を及ぼしています。昨年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき全国に緊急事態措置が実施され、さらに今年に入り大阪を含む主要都市では再度実施されましたが、感染者数の下げ止まり状態が続いています。また、変異株に感染した人も増えてきており、予防対策をとりながらの生活はまだまだ続くことが予想されます。
- ② この新型コロナウイルスの感染拡大は、「コロナ差別」という新たな差別を生み出しました。感染者やその家族、医療従事者など社会のライフラインを支えるエッセンシャルワーカーと呼ばれる人たちやその家族への偏見や差別、排除が起きました。このような感染症への偏見や差別は、これまでもハンセン病回復者やHIV陽性者への無理解が偏見や排除につながり不当な人権侵害が行われてきた歴史と同じです。そういう歴史を繰り返さないためにも新型コロナに係わる偏見や忌避、差別は決して許されるものではありません。
- ③ また、厚生労働省発表が発表した自死者（20年1月～11月）は11年ぶりに前年をうわまわり、とりわけ女性や若年層の増加が見られました。コロナ下における「自粛」が孤立をうみ自死につながる要因とも言われています。あわせて、配偶者やパートナーからのDV被害女性の増加や、母子世帯の母親の失業が増え、もともと弱い立場に置かれていた女性たちが、より深刻な状況に陥っています。加えて就労全般で見れば、非正規、派遣労働者の解雇、雇い止めが発生し、これら不安定雇用に従事する人たちの中には、社会的に弱い立場の人たちの存在も少なくありません。コロナ下の影響はより弱い人たちが、より深刻な状況に追い込まれていることを明らかにしました。
- ④ 今年は差別解消推進三法が施行されから5年目を迎えます。「障害者差別解消法」では、障害者の社会参加や就労などをすすめるための「合理的配慮」の促進等、丸4年を経て明らかになった課題を踏まえた法改正の論議が進められています。「ヘイトスピーチ解消法」はいまだその実効性が問われる中、それを補う地方自治体レベル独自の条例作りが進まれました。神奈川県川崎市では、全国で初めて罰則を盛り込んだヘイトスピーチと規制条例が19年に成立しています。「部落差別解消法」では、法務省が20年8月に「部落差別の実態に係わる調査報告書」を公表しましたが、部落差別の実態を正確に把握してものとはいえないとの指摘もあります。その調査のインターネット上の部落差別の相談において、法務省人権擁護機関の相談件数は3年間（15～17年）でわずか44件と、インターネット上の部落差別が深刻化しているなかで極めて不十分な対応であることが明らかになっています。
- ⑤ このような動きとともに、あらゆる人権にかかわる課題が存在することを認識し、偏見や差別をなくし、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざして2021年度も以下の事業に取り組みます。

1. 人権教育・啓発の取り組み

(1) じんけん楽習塾の開催

ワークショップ（参加体験型学習）を中心に様々な学習方法で人権を学ぶ場として全6回開催します。新型コロナウイルス感染予防のため、会場定員は20名とし、残りはオンライン受講として開催します。

開催日時	内 容	講 師
第1回 5月19日	現代のリテラシーの課題を考える ー大阪の識字・日本語学習運動とわたしたちー	森 実さん [大阪教育大学・じんけん楽習塾]
第2回 6月2日	クロスロードダイバーシティ編 ～カードゲームで多様な価値観に触れてみよう～	木村 知佐子さん [(株)ICB パートナーコンサルタント/合同会社WLBC 関西執行役員]
第3回 6月16日	釜ヶ崎の歴史と今	山田 實さん [NPO 法人釜ヶ崎支援機構]
第4回 6月30日	目で見ても、気づいて、考えて ー色覚問題とあなたのつながりー	尾家 宏昭さん [しきかく学習カラーメイト代表]
第5回 7月14日	ぬっくの活動報告と、ぬっくで出会う子ども たちの実情と支援について	森本 志磨子さん [弁護士/NPO 法人子どもセンター ぬっく理事長]
第6回 7月28日	ジェーン・エリオット先生ふたたび	富岡 美知子さん [異文化コミュニケーション・トレーナー]
会 場	八尾市立安中人権コミュニティセンター2階集会室	

(2) 差別落書き、差別事象への取り組み

「八尾市差別事象連絡・啓発検討会議」の運営補助（受託事業）

【内 容】 八尾市差別事象連絡・啓発検討会議の運営補助を通じて、差別事象の情報共有と関係機関への取り組みにつながるよう取り組みます。

【実施場所】 八尾市役所会議室他

【実施回数】 年4回程度

(3) 人権ブックレット発行

私たちには夢があるブックレット vol. 13 を発行します。

(4) 八尾市人権啓発推進協議会の地区人権研修及び養成研修のコーディネート（受託事業）

【内 容】 八尾市人権啓発推進協議会の地区研修ならびに養成研修のコーディネートを行います。今年度は、昨年度新型コロナウイルスの影響で実施できなかった地区を併せて21地区で地区人権研修を実施する予定です。

(5) 人権研修への講師派遣

【内 容】 各種機関で行われる人権研修に関わる内容の相談及び、講師の派遣を行います。

(6) ミドルリーダー学習会の開催

【内 容】 昨年度は新型コロナの影響で実施することができませんでした。今年度も状況を見定めながら、教職員の人材育成の支援をめざし事例検討や学習会を適宜開催します。

(7) 人権啓発講演（映像上映）会の開催

【内 容】 講演会または映画上映会などを通じて人権啓発に努めます。

【実施場所】 人権コミュニティセンター 等

【実施時期】 季節毎に年4回

【実施方法】 新型コロナ感染を考慮し、オンライン開催も検討します。

(8) 人権パネルによる啓発活動

当協会が作成したパネルを活用し啓発を進めます。具体的には、世界人権宣言パネル展での一部展示や他団体自主啓発活動での展示及び地域等での活用を図っていただくために貸出を行います。

2. 外国人市民への取り組み

(1) 外国人市民情報提供事業（受託事業）

【内 容】 日本語が十分理解出来ない外国人市民が地域で生活しやすい環境作りの一環として、八尾市政だよりの情報を多言語化した情報誌（中国語、ベトナム語、英語）を毎月1回発行します。

【発行予定】 第103号～第115号（12回）

【配布場所】 八尾市各公共施設、(公財)八尾市国際交流センター、夜間中学校、日本語教室、外国人市民関係団体、外国人市民コミュニティが把握する世帯各戸、地域の店舗、地域のイベント等

(2) 日本語支援の取り組み

【内 容】 外国人市民に対する日本語支援活動に NPO 法人トッカビと共同して取り組みます。具体的には毎週1回開催される日本語教室への人材確保やボランティア研修開催にあたっての運営補助や広報等協力します。

3. 人権政策の調査・研究の取り組み

人権にかかわる政策の策定や人権行政推進のための政策提案を行うため、調査・研究及び研修・提案活動を行います。

4. 相談事業

(1) 福祉生活相談支援事業（受託事業）

【内 容】 何らかの理由で行政サービスをはじめ必要な支援が届いていない人。高齢、障がい、児童など対象ごとの専門的な福祉サービスでは、課題が複合化、多様化し対応できない人。生活困窮状態にもかかわらず可視化されずにいる人への予兆の発見。近年は「8050問題」家庭への対応や家計相談など、地域の多様な課題について対応しています。市内6箇所に配置し事業を進めます。

また、相談員のスキルアップのための学習ならびに、相談者への支援のあり方に対するケース検討会議を定期的を開催します。

【実施日】 毎週月～金曜日（9:00～17:00）基本

【実施場所】 市内6箇所に福祉生活相談支援員を配置（桂人権コミュニティセンター、龍華出張所、山本出張所、安中人権コミュニティセンター、志紀出張所、八尾市人権協会）

(2) 地域就労支援コーディネーター推進活動事業（受託事業）

【内 容】 様々な課題を抱えることによって、一般的な求職活動では就労にたどり着くことが困難な就労困難者を対象として、就労相談及び職場定着相談等を行います。

また、福祉生活相談事業同様、相談員のスキルアップならびに情報共有、ケース検討会議を定期的を開催します。

【実施日】 毎週月～金曜日（9:00～17:00）基本

【実施場所】 安中人権コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、龍華出張所、山本出張所に地域就労支援コーディネーターを配置

(3) 見た目問題相談センター

【内 容】 顔や体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズなど、「見た目」の症状で悩みのある人たちの電話相談を週1回実施します。

【実施日】 毎週水曜日（13:00～18:00）

【実施場所】 八尾市人権協会

6. 地域活動支援事業

八尾市内で人権課題に取り組む地域活動や啓発活動を実施している団体へ支援します。

7. その他関連事業

(1) 世界人権宣言八尾市実行委員会（世人やお）の運営

世界人権宣言八尾市実行委員会（世人やお）の事務局運営を行います。

(2) 世界人権宣言普及啓発（受託事業）

世界人権宣言の精神を八尾市民に広げていくための活動を行います。

(3) 小学生対象「みんな生き生きプログラム」提供

NPO法人KARALINとの協働による、小学生対象「みんな生き生きプログラム」の提供を行います。

(4) 情報発信

ホームページ等を通じて取り組みについて情報発信します。

人権協会ニュースを年4回発行します。

(5) 各種委員会への参画

今年度も要請に応じて各種委員会等へ委員を派遣します。

(7) 理事・評議員会の開催

理事会は年2回、評議員会は定時評議員（5月）の開催を基本とし、必要に応じて開催します。